

Q&A

Q：減額の対象でなければ追加書類は出さなくてもよいのか？

A：追加の書類は必要ありません。ただし、本人確認書類は全員必要になります。

（本人確認書類は申請書の貼付欄に貼付してください。）

Q：受付期間で提出できる給料明細コピーは前月（3月）のものしかないが問題ないか？

A：最終的に必要になるのは申請日時点（4月）の雇用保険加入状況（給料明細コピー）となります。

ただし、減額希望であることを給料明細で確認するため、申請時は3月分の給料明細を提出してください。その後、4月分の給料明細が入手できましたら5月31日までに追加で書類の提出をお願いします。

Q：在職証明書（任意様式可）は会社の誰の証明であればよいのか？上司で良いか？

A：事業主を基本としてください。規模の大きい事業所の場合は、受検者が雇用保険被保険者であることを管理している部署の責任者の在職証明としてください。